

**広島市特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務  
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和4年7月1日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

**1 業務名**

広島市特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務

**2 業務の目的**

広島市（以下「発注者」という。）の特定健康診査（特定健診）の令和2年度の受診率は23.3%と、目標の35%を大きく下回っており、受診率の向上が喫緊の課題となっている。

このため、特定健診受診結果等のデータを分析し、特定健診未受診者に向けた効率的かつ効果的な受診勧奨施策を実施することで、特定健診の受診率向上を図る。さらに、実施後の結果から、次期の受診率向上対策の早期計画・早期介入準備を行い、受診率が停滞することのない事業展開を図る。

**3 業務の内容等**

(1) 委託業務の内容

「広島市特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

なお、本市及び受注者の双方が継続して契約する意向がある場合は、令和8年度まで毎年度、契約を更新できるものとする。ただし、受注者が法令や要綱等を遵守しない場合などにおいては、契約を解除すること又は契約を更新しないことがある。

(3) 契約上限額

24,981,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 選定数

1件

**4 応募資格**

次に掲げる条件を全て満たしている者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指

名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) プライバシーマークの使用許諾事業者の認定を受けている者、又はI SMSの認証取得をしている者であること。
- (8) 特定健康診査受診率向上を目的とし、特定健康診査データの加工・分析及び受診勧奨を行う業務について、直近3年間（令和元年度から令和3年度まで）に、都道府県、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）又は市町村との間における契約実績を1件以上有すること。
- (9) 広島市が受注者に提供する指定データファイル（基本仕様書別紙）を誤りなく確実に取り込み、加工及び分析する技術及び機器を有すること。

## 5 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

### (1) 交付期間

公示日から令和4年7月15日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

### (2) 交付場所

健康福祉局健康推進課

※ 応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和4年度 方式・案件名」）

## 6 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

### (1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

公示日から令和4年7月8日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。これ以降に提出された質問書に対しては回答できない。

#### イ 提出先

健康福祉局健康推進課保健指導係 特定健診担当

#### ウ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出するこ

と。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。これ以外の方法（電話等）による質問には回答できない。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答し、健康福祉局健康推進課において令和4年8月1日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 7 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出

(1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号) 1部

イ 広島市税の納税証明書(写し可) 1部

「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

広島市内に事業所を有していない場合は、申立書(様式第8号)を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

エ 法人登記簿謄本(登記事項証明書) 1部

オ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第3号) 1部

カ 「プライバシーマーク使用許諾証の写し」又は「ISMS認証登録証の写し」 1部

(2) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

(3) 企画提案書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第4号)	1部
イ 企画提案書(様式第5号)	8部(正本1部+副本7部)
ウ 受診勧奨通知物のサンプル(企画提案書3-1の添付)	8部(正本1部+副本7部)
エ 実施報告書のサンプル(企画提案書4-2の添付)	8部(正本1部+副本7部)
オ 実績調書(様式第6号)	8部(正本1部+副本7部)

※ 応募者の住所、法人名、代表者名等は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

(4) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

ウ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第7号)を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取

下願」を提出すること。

エ 提出書類は返却しない。

オ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

ア 本応募説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル応募者が、令和4年7月15日(金)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記4(3)の広島市競争入札応募資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案

ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

(6) 提出期間

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号)

公示日から令和4年7月15日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 企画提案書類等

公示日から令和4年8月1日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(7) 提出先

健康福祉局健康推進課保健指導係 特定健診担当

(8) 提出方法

郵送のみ(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 8 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島市特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 書類審査(1次審査)

企画提案書等を提出した事業者のうち参加資格要件を満たす事業者について、企画提案書等の審査を行い、評価点が高い順に3事業者以内を選定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、評価点が審査委員会の求める最低限の基準(65点)に達していないと判断された場合においては、その事業者は選外とする。審査結果については、令和4年8月22日(月)までに書面により全ての応募者に通知する。

#### イ プレゼンテーション審査(2次審査)

- ・ 1次審査で選定した事業者についてプレゼンテーション審査を行い、評価点の合計(1次審査の評価点と2次審査の評価点の合算)が最も高い者を受託候補者として特定する。評価点の合計が同点の場合は、1次審査の評価点が最も高い事業者を選定することとし、この場合において、1次審査の評価点も同点の場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- ・ プレゼンテーションの順番は、公募型プロポーザル応募資格確認申請書の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションは20分以内とする。
- ・ プレゼンテーション終了後に、企画提案書等及びプレゼンテーション内容等について、ヒアリング(質疑応答)を10分程度行う。
- ・ プレゼンテーションは企画提案書等の内容について行い、企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- ・ プレゼンテーションを行う事業者の出席者は、各3名以内とする。
- ・ パソコンやプロジェクター等の必要なOA機器は、各事業者で準備する。
- ・ プレゼンテーションの実施場所は別途案内する。
- ・ プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、書面にて通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

#### (4) 審査結果の公表

契約の締結後、審査結果を広島市ホームページにおいて公表する。

#### (5) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画書提案の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 受注者は、契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。
- (5) 別紙「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容について

は、全て契約書にその内容を記載(添付)し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

## 10 応募先及び問い合わせ先

(1) 名称

広島市特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務プロポーザル審査委員会  
事務局 (健康福祉局健康推進課内)

(2) 所在地

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (広島市役所本庁舎13階)

(3) 連絡先

電話 : (082) 504 - 2290

FAX : (082) 504 - 2258

電子メール : [k-suishin@city.hiroshima.lg.jp](mailto:k-suishin@city.hiroshima.lg.jp)